

後期高齢者医療制度の保険料率が変わります

加入者の方にお支払いいただく保険料は、2年ごとに保険料率を見直ししています。
平成22・23年度の新しい保険料率は次のとおりです。

◆均等割（加入者が等しく負担）

平成 20・21 年度
年間

43,143 円

平成 22・23 年度
年間

44,192 円

【1,049 円増】

◆所得割（加入者の所得に応じて負担）

平成 20・21 年度

9.63%

平成 22・23 年度

10.28%

【0.65%増】

●保険料の計算方法（平成22年度）

保険料は、すべての加入者の方にかかります。

保険料額は、加入者が等しく負担する『均等割額』と、所得に応じて負担する『所得割額』の合計で計算します（世帯主や加入者の所得に応じて、保険料の軽減があります）。

均 等 割

【1人当たりの額】

44,192 円

+

所 得 割

【本人の所得に応じた額】

（平成21年中の所得－33万円）×10.28%

=

1 年間の保険料

（100 円未満切り捨て）

（限度額50万円）

※この保険料率に基づく平成22年度の保険料額は、7月に個別にお知らせします。

●保険料の軽減について

(1)均等割の軽減

軽減は、世帯の加入者全員と世帯主の所得の合計で判定し、加入者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。所得に応じて、均等割が次のとおり軽減となります。

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合	平成21年度 均等割額	平成22年度 均等割額	比 較
33万円かつ加入者全員が年金収入80万円以下でほかの所得がない	9 割	4,300円	4,400円	100円増
33万円	8.5割	6,300円	6,628円	328円増
33万円＋（24万5,000円×世帯主以外の加入者数） ※単身世帯は該当しません。	5 割	21,571円	22,096円	525円増
33万円＋（35万円×世帯の加入者数）	2 割	34,514円	35,353円	839円増

※保険料の計算は、均等割額と所得割額を合算後に100円未満を切り捨てます。

(2)所得割の軽減

加入者個人の所得で判定します。

前年の所得から33万円を引いた額が58万円以下の方は、所得割が5割軽減となります。
例）年金収入180万円の場合

*軽減判定⇒180万円－120万円（公的年金等控除）－33万円（基礎控除）＝27万円（軽減に該当）

*所得割⇒27万円×10.28%×5割＝13,878円（所得割額分）

(3)被用者保険の被扶養者であった方の保険料の軽減

この制度に加入したときに、被用者保険の被扶養者だった方は、所得割はかからず均等割が9割軽減となります。

後期高齢者医療制度の 出前説明会を行います

市職員が少人数（5～20人）のグループのもとへお伺いし、制度の説明や質問などにお答えします。説明会を希望する方は、年金・長寿医療グループへお申し込みください。

※会場の手配や設営は、申し込みをされた方に行っていただきます。

問い合わせ

北海道後期高齢者医療広域連合
(☎011-290-5601)

年金・長寿医療グループ
(☎☎2137)